

危険発生防止周知の手法について

平成 27 年 11 月 18 日
経 済 産 業 省
ガ ス 安 全 室

1. 現行制度の概要

現行制度においては、ガス事業者は現行法第 40 条の 2 第 1 項の規定により、需要家に対し、ガスの使用に伴う危険の発生の防止に関し、必要な事項を周知しなければならないとしている。

そして、具体的な周知事項としては、施行規則第 106 条において規定しており、例えば①消費機器の供給するガスに対する適応性に関する事項、②消費機器の管理・点検に関し注意すべき基本的な事項、③消費機器を使用する場所の環境・換気に関する事項、④ガス漏れ等の緊急時におけるガス事業者に対する連絡に関する事項、⑤消防機関に対する連絡に関する事項などが挙げられる。

危険発生防止周知の方法に関しては、同条にて「書面の配布」により行うこととしており、ガス事業者は需要家に対して、消費機器に関する調査時に手交する手法や、郵送により書面を送付する手法により周知を実施している。

2. 論点

今般の法改正により、改正法第 159 条第 1 項に規定する危険発生防止周知は、ガス小売事業者^(※1)が行うこととなった。ガス小売事業者^(※2)は、改正法第 14 条第 1 項の規定により、需要家と小売供給契約の締結をしようとするとき、当該小売供給契約に係る料金その他の供給条件について、需要家に説明しなければならないとしている。そして、同条第 2 項の規定により、ガス小売事業者は説明をするときは、書面を交付しなければならないとしている。また、改正法第 15 条第 1 項の規定により、小売供給契約を締結したときには、遅滞なく、需要家に対して書面交付を義務付けている。

(※1) 一般ガス導管事業者が最終保障供給を行う場合には、当該一般ガス導管事業者が危険発生防止周知を行う。本資料では、危険発生防止周知をガス小売事業者が行う場合を想定しているが、一般ガス導管事業者の行う危険発生防止周知についても同様の整理としたい。

(※2) 需要家説明義務や書面交付義務については、ガス小売事業者以外に、「ガス小売事業者が行う小売供給契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者」に関しても規制対象としている。

危険発生防止周知は、このような者ではなく、ガス小売事業者に対して課している義務である。

他方、ガス小売事業者の当該書面交付については、第 14 条第 3 項、第 15 条の第 2 項の規定により、書面の交付に代えて、需要家の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信技術を利用する方法により提供することができるとしている。

本年 8 月の第 22 回総合資源エネルギー調査会 ガスシステム改革小委員会では、情報通

信技術を用いた方法として、具体的には以下のとおり整理している。また、ガス小売事業者が上記の書面交付に代替する措置を講じた場合であっても、需要家からの求めがあった場合には、書面を交付することが需要家保護の観点からは望ましいことから、ガス小売事業者に対しては、これを求めることと整理している。

＜参考 5－1＞説明義務における情報通信技術を用いた方法の具体的内容

- ①電子メールを送信する方法であって、需要家が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの
- ②当該ガス小売事業者等のホームページにおいて、説明事項を需要家に閲覧させる方法（需要家が当該説明事項の記録を出力することによる書面を作成することができない場合には、一定期間継続して閲覧を可能とする方法。）
- ③フロッピーディスク、CD－ROM等の記録媒体を交付する方法

（１）電子メールを送信する方法、CD－ROM等の記録媒体を交付する方法による周知

危険発生防止周知は、その趣旨として、ガスの消費先におけるガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、ガスの使用者である需要家に対し、ガスの使用上の注意事項を周知させるものであることから、需要家の特性に応じた手法で周知を実施していくことが重要である。

昨今のインターネットの普及を踏まえれば、書面による配布以外の方法として、電子メールなど情報通信技術を用いた方法による周知を行うことを認めることにより、需要家によっては、その利便性に沿ったかたちで有効に周知を行うことができる場合も想定される。

そこで、ガス小売事業者が行う危険発生防止周知に関して、基本的には需要家に対する書面配布を原則としながらも、説明義務に関する書面交付の代替措置と同様に、需要家の承諾を前提に、①電子メールを送信する方法や、③CD－ROM等の記録媒体を交付する方法など、情報通信技術を利用する方法による周知の実施を可能としてはどうか。

（２）ホームページ上において書面相当の資料をダウンロードする方法による周知

先述のとおり、説明義務に関する整理では、②事業者のホームページ上において説明事項を需要家に閲覧させる方法（当該事項の記録を出力することによる書面作成ができない場合には、一定期間継続して閲覧可能とする方法）を可能としている。

しかしながら、危険発生防止周知に関しては、需要家によるガスの使用上の注意事項について、適時、需要家が確認できるようにしておく必要がある。また、前回の本WGで審議したとおり、ガス小売事業者はガス導管事業者の緊急保安受付窓口を周知^(※3)することから、ホームページ上の閲覧だけではなく、需要家が周知事項を手元に置き、容易に確認できるようにすることが保安上重要である。

（※3）旧簡易ガス事業に相当する事業を営むガス小売事業者の場合等には、ガス小売事業者自身が緊急時対応を行うことから、自らの緊急保安受付窓口を周知することとなる。

そこで、ガス小売事業者が危険発生防止周知として、需要家の承諾を前提として、ホームページ上において周知事項を閲覧させる方法をとる場合には、書面相当の資料をダウンロー

ドすることまで求めることが必要ではないか。

(3) 情報通信技術を利用する方法による周知とともに、書面配布を求められた場合の措置

ガス小売事業者が(1)、(2)のような情報通信技術を利用した方法による周知を実施した後に、あらためて書面配布による周知を需要家から求められる場合も想定される。

そこで、ガス小売事業者は、以上のような書面配布に代替する措置をとった場合であっても、需要家から求めがあったときには、周知事項を記載した書面を配布しなければならないこととしてはどうか。

＜参考 5－2＞危険発生防止周知における情報通信技術を用いた方法の具体的内容

- ①電子メールを送信する方法であって、需要家が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの
- ②当該ガス小売事業者のホームページにおいて、周知事項を需要家に閲覧させるとともに、周知事項をダウンロードさせる方法
- ③フロッピーディスク、CD-ROM等の記録媒体を交付する方法

＜参考 5－3＞改正後における危険発生防止周知の実施方法（基本イメージ）

